

川崎市指定公金事務取扱者検査実施要綱

令和6年10月8日
6川会第1052号
会計管理者決裁

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項及び第9項並びに川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号（以下「規則」という。））第163条第5項の規定に基づき、指定公金事務取扱者及び指定公金事務取扱者が公金収納業務の業務連携をしているコンビニエンスストア（以下「指定公金事務取扱者等」という。）に対して会計管理者が行う検査（以下「検査」という。）の実施に際し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、地方自治法及び規則の定めるところによる。

(検査員)

第3条 会計管理者は、必要があると認めるときは、その都度職員のうちから検査員を命じて検査させることができる。

(検査の方法)

第4条 検査の方法は、会計管理者が別に定める。

(検査実施時期)

第5条 検査は、毎年度1回実施する。会計管理者が必要と認めるときは随時検査を行うことができる。

(検査実施通知)

第6条 会計管理者は、検査を実施しようとするときは、あらかじめ、指定公金事務取扱者等に通知しなければならない。

2 会計管理者は、検査実施について、監査委員及び所管局長に通知する。

(検査の対象期間)

第7条 検査の対象とする期間は、会計管理者が指定した期間とする。

(検査の内容)

第8条 検査は指定公金事務取扱者等の帳簿、書類の取扱い及び管理状況並びにその

他の物件について行うものとする。

(検査の報告)

第9条 検査員は、検査終了後速やかに、検査結果について、会計管理者に報告しなければならない。

(再検査)

第10条 会計管理者は、前条により報告を受けた内容について確認する必要がある場合その他会計事務の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、再検査を行うことができる。この場合において、実地による検査の必要があると認めるときは、指定公金事務取扱者等と協議の上、実地による検査を行うことができる。

(検査の講評)

第11条 会計管理者は、検査を終了したときは、速やかに指定公金事務取扱者等に対し、検査結果について講評を行うものとする。

2 会計管理者は、検査の結果に指摘事項（是正又は改善が必要な事項）があるときは、指定公金事務取扱者等に対し必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

3 会計管理者は、検査結果について、監査委員及び所管局長に報告する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、会計管理者が定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年10月8日から施行する。

2 川崎市収納事務受託者検査実施要綱（令和3年9月1日3川会第928号 会計管理者決裁）は、廃止する。

3 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の附則第2条第3項の規定等に基づき従前の公金事務を行わせている者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定による指定を受けた者を除く。）に対して会計管理者が行う検査の実施については、なお従前の例による。

4 前項の場合において、旧要綱第6条第1項中「書面によりあらかじめ、受託者に通知しなければならない」とあるのは、「受託者に通知しなければならない」と読み替える。